

一應全委員協議ノ上回答スルコトヲ引取リタリ  
 一方會社側川瀬重役ニ職工詰束因ク主張ヲ  
 極メテハルヲ以テ尙少シク讓歩シテハ如何ト注意  
 セルニ然ラハ要求ノ半額ヲ提供スルコト申出テ  
 年俵二時再ヒ職工委員ヲ招キ其ノ意向ヲ聽取  
 シタルニ如何ニ讓歩スルニ最初要求ノ半額即  
 一人ニ付百圓ヲ支給セザレバ承認スルヲ得コト答  
 易ニ應ズル色ナキニ依リ更ニ折衷案トシテ實  
 収ノ平均一ヶ月間ハ之ヲ勤カズヲ得ナルニ旅費ト  
 シテ家族携帶者ニ三十圓独自者二十圓宛ヲ  
 支給スヘシト附加シタルニ漸ク減得ニ年後三時解  
 決ヲ告ゲタリ

解雇手当

- 一金 一万五千二百八十五圓四十才
- (一) 罷工人員(解雇) 百六十一名
- (二) 實収一日ノ平均二圓卅八才ノ三十日分  
一人平均七十圓四十才
- (三) 旅費トシテ家族携帶者ハ三十四圓独自者  
ハ二十圓宛

三、労働団体ノ教育又ハ宣傳運動

(一) 労働劇開演状況

府下大島町五、館ニ於テル平均計七主催労働劇